



うきは情報クリップ P3~7/10~11



お知らせ



募集



学び



イベント



確定申告相談会及び市県民税申告

今年はるり色ふるさと館が新型コロナウイルスワクチン接種会場になるため、昨年までの会場を変更します。



日時 令和4年2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝日を除く)

会場 うきは市役所 3階 大会議室 ※受付はうきは市役所1階 ロビー

受付時間 8:30～15:00 (昼休み休憩あり) 相談開始 9:00～

※今回から、土地や建物を売った譲渡所得や、株式等の譲渡・配当所得、山林所得や仮想通貨の取引による収入、住宅借入金等特別控除(1年目で複雑なもの)などを含む申告は久留米税務署での申告となります。青色申告、消費税申告も同様です。

●問合せ 税務課住民税係 ☎75-4977



償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

太陽光パネルを設置している方、商店・工場・農業・不動産業などを営んでいる方は、償却資産の申告が必要となります。償却資産とは、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などの資産のことです。令和4年1月1日時点で償却資産を所有している方は、**令和4年1月31日までに市役所 税務課へ申告書を提出してください。**

昨年度に申告している方には、12月中旬に申告書を郵送しますので、忘れずに申告をお願いします。

届いていない方・新たに申告される方は、申告書をお渡ししますのでご連絡ください。

<太陽光パネルを設置されている方>

区分	出力 10kw以上	出力 10kw未満
個人で住宅用に設置	事業用資産となり、申告が必要です。	住宅用設備となり、申告対象外です。
個人で事業用に設置	事業用資産となり、申告が必要です。	
法人で設置		

※家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルについては、申告対象外です。

■ 家屋の新築・増築・取り壊しをされた方は届け出を！

家屋(倉庫・車庫含む)の固定資産税は、毎年1月1日時点で建っている建物に対して課税されます。税務課では巡回等を行っていますが、適正な課税のため、所有者からの申し出を随時受け付けています。以下に当てはまる方は、税務課までご連絡ください。

- ☐ 建物を新築・増築された方・・・〔後日、担当者が評価に伺いますので、ご協力お願いします〕
- ☐ 建物の取り壊しをされた方
- ☐ 未登記建物の名義変更をされた方
- ☐ 所有者が死亡後、納税義務者の変更をされていない方

●問合せ 税務課資産税係 ☎75-4977